

「振替決済口座管理規定」 新旧対照表

※「新」の変更箇所は赤字で表示。

新	旧
<p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(当金庫への届出事項)</p> <p>第3条の3 「債券取引口座設定申込書（兼印鑑届書）」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</p> <p><u>(手数料)</u></p> <p><u>第5条 (削除)</u></p>	<p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、(追加)口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(当金庫への届出事項)</p> <p>第3条の3 「債券取引口座設定申込書（兼印鑑届書）」に押印された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</p> <p><u>(手数料)</u></p> <p><u>第5条 この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、当金庫所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。</u></p> <p><u>なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。</u></p> <p><u>2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</u></p> <p><u>3 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振替国債の残高がなくなった場合は、</u></p>

<p>(振替の申請) 第 5 条 (略)</p> <p>(他の口座管理機関への振替) 第 6 条 (略)</p> <p>(担保の設定) 第 7 条 (略)</p> <p>(みなし抹消申請) 第 8 条 (略)</p> <p><u>(元利金の代理受領等)</u> 第 9 条 振替決済口座に記載又は記録されている振 決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定に より抹消又はその申請を禁止されたものを除きま す。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本 銀行が代理して国庫から受領してから、信金中央金 庫が当金庫に代わってこれを受取り、当金庫が信金 中央金庫からお客様に代わってこれを受領し、指定 口座に入金します。 2 当金庫は、前項の規定にかかわらず、当金庫所定 の様式により、お客様からのお申込みがあれば、お 客様の振替決済口座に記載又は記録がされている 振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定 により抹消又はその申請を禁止されたものを除き ます。）の利子の全部又は一部を、お客様があらか じめ指定された、当金庫に振替決済口座を開設して いる他のお客様に配分することができます。</p> <p>(お客様への連絡事項) 第 10 条 当金庫は、振決国債について、残高照合の ための報告をご通知します。</p>	<p><u>契約日又は残高がなくなった日の属する月の翌月 から期間満了日までの手数料を月割計算により返 戻します。</u></p> <p><u>4 当金庫は、指定口座に手数料に相当する金額がな い場合は、第 10 条により当金庫が受け取る振決国 債の償還金、利子又は買取り代金等（以下「償還金 等」といいます。）から手数料に充当することがで きるものとしします。</u></p> <p>(振替の申請) 第 6 条 (同左)</p> <p>(他の口座管理機関への振替) 第 7 条 (同左)</p> <p>(担保の設定) 第 8 条 (同左)</p> <p>(みなし抹消申請) 第 9 条 (同左)</p> <p><u>(償還金等の受入れ等)</u> 第 10 条 振替決済口座に記載又は記録されている振 決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定に より抹消又はその申請を禁止されたものを除きま す。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本 銀行が代理して国庫から受領してから、信金中央金 庫が当金庫に代わってこれを受取り、当金庫が信金 中央金庫からお客様に代わってこれを受領し、指定 口座に入金します。 2 当金庫は、前項の規定にかかわらず、当金庫所定 の様式により、お客様からのお申込みがあれば、お 客様の振替決済口座に記載又は記録がされている 振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定 により抹消又はその申請を禁止されたものを除き ます。）の利子の全部又は一部を、お客様があらか じめ指定された、当金庫に預金口座を開設してい る他のお客様に配分することができます。</p> <p>(連絡事項) 第 11 条 当金庫は、振決国債について、残高照合の ための報告をご通知します。</p>
---	---

<p>2 前項の残高照合のための報告は、振込国債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、<u>残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、当金庫担当部門の責任者に直接ご連絡ください。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(<u>当金庫の連帯保証義務</u>)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第13条 振替決済口座は、お客様が第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>(解約等)</p> <p>第14条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その10営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p><u>2</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p>	<p>2 前項の残高照合のための報告は、振込国債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、<u>残高照合のための報告内容を含めて行います。(追加)</u></p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第12条 (同左)</p> <p>(連帯保証義務)</p> <p>第13条 (同左)</p> <p>(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第14条 振替決済口座は、お客様が第15条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第15条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>(解約等)</p> <p>第15条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その10営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p><u>2 前項にかかわらず、振込国債の利金支払期日の10営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。</u></p> <p><u>3</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p>
---	---

<p><u>① (削除)</u></p> <p><u>(1)</u> お客様について相続の開始があったとき</p> <p><u>(2)</u> お客様等がこの規定に違反したとき</p> <p><u>④ (削除)</u></p> <p><u>(3)</u> やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</p> <p><u>3</u> 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、又はお客様に通知をすることにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、第6条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、振込国債を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この換金により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直ちに お支払いください。</p> <p><u>① (削除)</u></p> <p><u>② (削除)</u></p> <p><u>(1)</u> お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p><u>イ. 暴力団</u></p> <p><u>ロ. 暴力団員</u></p> <p><u>ハ. 暴力団準構成員</u></p> <p><u>ニ. 暴力団関係企業</u></p> <p><u>ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</u></p> <p><u>ヘ. その他イ. からホ. に準ずるもの</u></p> <p><u>(2)</u> お客様が、自ら又は第三者を利用して次のい</p>	<p><u>① お客様が手数料を支払わないとき</u></p> <p><u>② お客様について相続の開始があったとき</u></p> <p><u>③ お客様等がこの規定に違反したとき</u></p> <p><u>④ お客様が第18条に定めるこの規定の変更</u> <u>に同意しないとき</u></p> <p><u>⑤ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</u></p> <p><u>4</u> 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、又はお客様に通知をすることにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、第7条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、振込国債を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この換金により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直ちに お支払いください。</p> <p><u>①お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当することが判明した場合</u></p> <p><u>②お客様が次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>③お客様が、自ら又は第三者を利用して次のい</u></p>
---	--

<p>いずれかに該当する行為をした場合</p> <p><u>イ.</u> 暴力的な要求行為</p> <p><u>ロ.</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><u>ハ.</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p><u>ニ.</u> 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為</p> <p><u>ホ.</u> その他<u>イ.</u> から<u>ニ.</u> に準ずる行為</p> <p><u>5</u> (削除)</p> <p><u>6</u> (削除)</p> <p><u>4</u> 第<u>2</u>項又は第<u>3</u>項に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振決国債及び金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>(緊急措置)</p> <p>第 <u>15</u> 条 (略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 <u>16</u> 条 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 第 <u>11</u> 条第 1 項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影をお届出の印鑑 <u>(削除)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振決国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影がお届出の印鑑 <u>(削除)</u> と相違するため、振決国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害</p>	<p>かに該当する行為をした場合</p> <p><u>A.</u> 暴力的な要求行為</p> <p><u>B.</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><u>C.</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p><u>D.</u> 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為</p> <p><u>E.</u> その他<u>A.</u> から<u>D.</u> に準ずる行為</p> <p><u>5</u> <u>前 2 項による振決国債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第 5 条第 3 項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</u></p> <p><u>6</u> <u>当金庫は、前項の不足額を引取りの日に第 5 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 5 条第 4 項に準じて償還金等から充当することができるものとします。</u></p> <p><u>7</u> 第 <u>3</u> 項又は第 <u>4</u> 項に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振決国債及び金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>(緊急措置)</p> <p>第 <u>16</u> 条 (同左)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 <u>17</u> 条 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 第 <u>12</u> 条第 1 項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影をお届出の印鑑 <u>(又は署名鑑)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振決国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影がお届出の印鑑 <u>(又は署名鑑)</u> と相違するため、振決国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害</p>
--	---

<p>(4) (略)</p> <p>(5) 前号の事由により、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第 9 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>(6) 第 15 条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>(この規定の変更)</p> <p>第 17 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p style="text-align: right;">2020年4月1日現在 横浜信用金庫</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は2020年4月1日から施行する。</p>	<p>(4) (同左)</p> <p>(5) 前号の事由により、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>(6) 第 16 条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第 18 条 この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。</p> <p>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月改正</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は平成28年1月1日から施行する。</p>
--	--